

設置の趣旨等を記載した書類

1. 生命健康科学部「作業療法学科」設置の趣旨及び必要性

(1) 中部大学の沿革

中部大学は、「不言実行一あてになる人間」の育成を建学の精神として、昭和39年に工学部を置く単科の工業大学として発足した。その後昭和59年度には、わが国の重化学工業を中心とした経済活動の将来を予見し、より総合的で成熟した経済社会と国際関係の発展に資する人材の養成を求めて、経済学部と国際関係学部を設置し、中部工業大学から中部大学に名称を改め、単科の大学から総合大学へと教育研究方針を転換した。以来、この方針を基に本学の教育研究政策を転換させ、平成10年度に人文学部、同13年度に応用生物学部、同18年度には健康・医療問題全般に関する学際的で総合的な知識と実行力を備えた新しい専門家を養成する**生命健康科学部**を設置し、さらに平成20年度には現代教育学部を設置して、地域における中堅総合大学として、その充実に努めてきた。現在、7学部・24学科と大学院4研究科・12専攻を擁し、人文科学・社会科学・自然科学の各領域に亘る教育研究に積極的に取り組んでいる。

(2) 作業療法学科設置の趣旨

科学技術の発展と医療の進歩によって世界一の長寿国となった我が国は、人類がかつて経験したことのない早さで超高齢化社会を迎えることとなった。また、人々の多様な知的活動や生産活動を通して、自然・生物・社会環境が変化し、地球規模での環境汚染や地球温暖化が深刻な問題となっている。これら社会構造や環境の急激な変化に伴って、がんやメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の増加と、エイズ、新型インフルエンザ、結核に代表される新興・再興感染症の猛威に直面し、前世紀から続く医学・保健学と医療の目覚ましい進展にもかかわらず、保健・医療内容の更なる高度化と圧倒的な多数者を対象とした地域保健・医療の一層の充実が求められている。こうした中で、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、臨床検査技師、放射線技師などの中核的な医療職者と、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、精神保健福祉士などの比較的新しい保健・医療専門職者ならびに保健・医療全体の発展を基礎で支える保健・医療系の教育研究者・技術者との間の密接な連携共同が必要となり、このため、全ての保健・医療専門職者が、豊かな人間性ととともに保健衛生学・医学と生命科学（生命医科学）および医療の基本的な知識、理念、倫理を共有する中で、それぞれの職種の高い専門性を修得することが求められている。高度で複雑となった現在の保健・医療体系を適切に支えていくためには、各専門職者の数を増やすだけでなく、それぞれが自律性を保ってチームワークを推進できる、幅広い総合性と専

門性の両方を修得した高度の学識・技術を備える保健・医療領域の専門家を育成する必要が高まっている。

本学では、国民の健康・医療に新たな視点から貢献できる優れた資質を備えた人材の育成を目指して、平成18年4月に、生命医科学科と保健看護学科の2学科で構成する「生命健康科学部」を創設した。同学部では、2学科に共通する教育の基本目標を、①「豊かな人間性の涵養」②「保健衛生学・医学と生命科学の基礎の十分な理解」③「疾病の予防に関する深い知識と見識の修得」とし、その上で、健康環境の保全技術を修得して職場を含む地域社会の保健（予防）・環境管理の実務に関わる専門家、バイオと医用工学の技術を修得して保健・医療に必要な新規の資材、薬物、機器を開発・生産してその活用を推進する研究技術者、新時代の保健（予防）・医療に必要な新しい臨床検査を開発してその保健・医療の現場での活用を進める臨床検査技師（以上、生命医科学科）及び高度先進医療と地域医療の両方の看護を高い自律性をもって牽引できる保健師・看護師（保健看護学科）の養成を目指している。こうした新しい理念に基づいて設置された生命健康科学部に、同じ理念の下で、保健・医療関係の新たな専門職者（作業療法士）を養成することを目的として、作業療法学科を増設しようとするものである。

学校法人中部大学では、現在、併設する技術医療専門学校に医療専門課程・理学療法学科（入学定員40人）及び臨床工学技士科（入学定員40人）を置いて、理学療法士及び臨床工学技士の養成を行っているが、今後はこれを廃止することとして、その専門学校における経験と実績を継承しつつ、生命健康科学部に理学療法学科と臨床工学科を設置して、大学教育において更に高度なこれら医療技術者を養成して社会の要請に応えようとしており、これに併せて、新たに作業療法士を養成する作業療法学科を設置しようとするものである。

なお、既設の2学科（生命医科学科及び保健看護学科）と作業療法学科をはじめ新設する3学科を加えた生命健康科学部5学科の教育理念を表わす図を資料1として、また3学科設置による学部組織の新旧対照及び学位の分野を表わす図を資料2として添付した。

（3）教育研究上の理念、目的

生命健康科学部は、生命の本質を科学的に正しく理解し、これによって人類の健康の増進、疾病の予防と治療に貢献できる優れた資質を備えた人材の育成を目指し、医療専門職者が保健衛生学・医学と生命科学および医療の基本的理念と知識を、豊かな人間性と正しい倫理観とともに保持し、各職種の高い専門性を獲得できるように教育に当たっている。

さらに、現代社会がもたらした新たな保健衛生学・医学および医療上の未解決の課題を解決する必要性が高まっている中で、生命健康科学の発展させるべき領域を追

求・補完し、障害に関する生命科学と障害者の支援技術の開発にも、その領域を拡大すべき必然性・重要性を認識し、生命健康科学部が発足後その完成年次を迎えるのを機に、この領域での専門職業人の養成と研究開発を行うこととした。

これにより生命健康科学部においては、新時代の医学・医療に、大別して4つの方向性を持って教育研究に当たることとする。即ち、①人間を生命の分子レベルまで深く科学し、探求し、理解する（生命科学の追及）、②生命科学技術の最新の成果を人間の健康の増進や疾病の治療のために利用する（疾病の理解と治療研究）、③健康や疾病予防について科学的に理解し、健康維持や疾病予防の方策を教育研究する（健康維持と予防）、④生命健康科学の成果を障害を持ちながら生活せざるを得ない障害者の支援に活用する（障害の科学と障害者の支援）である。

作業療法学科においては、この学部の教育研究上の理念・目的に沿って、保健衛生学・医学および医療・福祉を総合的に捉えた障害者支援科学を十分に学修して、豊かな人間性を備え、近年の保健衛生学・医学の進歩と医療技術の高度化・専門分化や障害者の増加と超高齢化社会に伴う病気の重度化・重複化などの諸問題に対応できる専門職業人としての「作業療法士」を養成することを教育研究上の目的とする。

（4）人材養成の目標—どのような人材を養成するのか—

我が国の総人口は、1億2,769.2万人（平成20年10月1日現在）で、そのうち65歳以上の高齢者は、2,821.6万人であり、総人口に占める高齢者の割合は、22.10%となっている。このように我が国においては、いわば急速に高齢化が進展し、今後も更に高齢化率が上昇すると推計されている。さらに、世界の長寿を達成した我が国は、その結果、世界に先駆け、人類がかつて経験したことの無い超高齢社会を迎えることとなった（資料3）。それは健康維持が困難な多くの寝たきり高齢者の存在をもたらした（資料4）、生命は保たれたものの、介護や支援を必要とする認知症障害者や高齢者が急増（資料5）して、拡大する医療関係費は国家予算を圧迫し、介護保険は導入後間もなくから改定を余儀なくされた（資料6）。

また、めまぐるしく変遷する社会や先鋭化する対人関係、生き残りをかけた過剰な競争をもたらす高ストレス社会は交通事故死者を遙かに凌駕する年間3万人以上の自殺者を生み、うつ病など多くの精神疾患患者をもたらしている。

このように急増する精神障害者や介護を擁する高齢者の増加に伴う作業療法士などの障害者支援の専門家の絶対的不足に伴って、後述のように、作業療法士などの障害者支援の専門家の確保が十分でないことが明らかとなってきた。また一方、近年の社会状況から新たな分野での保健衛生学・医学および医療の発展の必要性が生まれてきた。それは予防や健康維持のための研究であり、認知症や精神障害者支援の専門家の養成と専門技術の開発、障害者の日常生活や地域社会への復帰の必要性に対応できる人材の養成である。特に、発展を続ける医療技術や生命医科学を理解し、心身の障

害者支援科学の研究開発に関わることができ、現代社会の問題点について解決能力を持った人材を育成する必要がある、また、地域社会の中に溶け込み、健全な未来社会を築き上げていける人間性豊かな、総合的で文化的な教養あふれる人材を育成する必要がある。

上記の社会的必要性に応え、さらに学部の理念、学科の教育研究上の理念・目的に則り、次のような資質を備えた「作業療法士」を養成する。

- ① 発展を続ける医療技術や生命医科学を理解し、それを社会のニーズに適応させ、健康推進、疾病予防、障害者支援ができ、また、新しい技術を研究・開発し得る高度の能力を持った人材。
- ② 作業療法学を中心に、生命医科学、医療、疾病予防、介護福祉まで総合的に理解し得る人材。
- ③ 急増している精神障害をその発症のメカニズムまでさかのぼって理解しつつ、精神障害者支援の科学を発展させ、障害者が生き生きと社会で生活することができるよう、心身機能、活動性、社会参加の全ての面で支援できる人材。
- ④ 超高齢社会の我が国で急増している高齢認知症を、発症メカニズムまで理解するとともに、各種認知症者を適切に支援でき、また発症予防が可能な認知症に対してはその発症を予防し、悪化を阻止する方策を地域のレベルで推進し得る人材。
- ⑤ 地域医療やケア施設での問題に対処し、チーム医療を推進でき、地域医療システムを構築できる人材。
- ⑥ 医用工学や電子技術などの関連技術を応用して、障害者支援機器の開発や応用にも積極的に関わることができる人材。
- ⑦ 障害者や健康弱者を深く理解する暖かい心を持った人間性豊かな人材。
- ⑧ 卒業後は作業療法士の国家試験を受験し、合格後は開発研究能力と問題解決能力を有する作業療法士として社会的使命を達成し、人類の福祉と発展に寄与できる人材。

作業療法士の就労先分類は、厚生労働省の統計によれば資料7のとおりであり、需要の増加により在職者数は年々増加してきている。作業療法士の需給見通しについては、日本リハビリテーション病院・施設協会が平成16年に、同27年（2015年）における作業療法士の必要予測病床数及び作業療法士1人当たりの病床数などから推計した必要（需要）予測数は資料8のとおりであり、それによれば必要人員110,600名とされている。一方、平成20年度までの年度ごとの作業療法士の有資格者数、上記協会会員数及び国家試験合格者数は資料9のとおりであり、今後の減員要因を考慮に加えないで、平成19年（2007年）の協会会員数32,559名に試験合格者（毎年約4,300名）を加えても、平成27年（2015年）には66,959名となり、まだまだ需要を満たさないことが予測される。

また、東海3県（愛知、岐阜、三重）の人口10万人当たりの作業療法士の数は、平

成 17 年度調べにおいて資料 10 のとおりであり、いずれも全国平均を大きく下回っており、この地域の作業療法士が不足しているといえる。

作業療法士は、身体障害・発達障害・精神障害・老年期障害を持つ子どもからお年寄りまで、生活に障害を有する全ての人々の支援を行う。

本学を卒業して作業療法士の国家資格を取得した者は、一般総合病院、精神病院、リハビリテーション専門病院などの医療施設や福祉センター、肢体不自由児施設、作業療法士養成施設など、その活躍の場は広く、多様であり、作業療法士の需要は益々高くなっている。

2. 学科の特色

現代の高等教育は量的に拡大し、全体として多様化して「ユニバーサル段階の高等教育」と称される中で、本学は、人文・社会・自然系の各分野に亘る 7 学部・24 学科と大学院 4 研究科・12 専攻（博士課程 11、修士課程 1）を設置して、中央教育審議会の「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成 17 年 1 月 28 日）に述べられている中の、高度専門職業人・幅広い職業人の養成、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献（地域貢献）の機能と役割を果たしてきた。また、本学は、建学の精神を「不言実行一あてになる人間の育成」としているように、実学重視の教育研究大学として自らを規定して教育研究を進めてきた。生命健康科学部の教育研究においても、21 世紀型の健康・医療の諸問題を生命科学、看護学、保健学の理論と技術を発展的に活用することによって、多面的に解決する能力を有する人材を養成し、社会に貢献し得る高度専門職業人の養成を目指した実学重視の教育研究機能を中心に進めることを基本的な機能としている。

作業療法学科は、この生命健康科学部の教育理念・人材養成目標の上に立って、次のような教育研究を行うことを特色とする。

（1）生命健康科学部に置く学科としての特色

- ① 人間を生命活動の本質まで深く理解し、機能と障害を生体の情報として分析・評価し、その健全な維持のための健康科学と生涯支援科学を教育研究する。
- ② 生命活動の障害を科学的に追求し、新たな作業療法学を理論的に構築し、より高度な知識と技術を身につけた作業療法士の養成を行う。
- ③ 保健・医に関する基本的な学識と技能を修得する。
- ④ 生命倫理、医療職倫理及び環境と健康倫理を身に付けた専門職業人としての豊かな人間性を涵養する。
- ⑤ 既設の生命医科学科及び保健看護学科の卒業生と連携し、相互研鑽の機会を持ち、共に地域社会の生命健康科学の分野の充実と発展に寄与する。

（2）4 年制大学における特色

本学科は、4 年間の教育の中で、充実した作業療法学の教育を行う。即ち、

幅広く充実した教養教育を行った上で、専門基礎教育、学科専門科目においてしっかりとした基礎の上に作業療法学教育を構築する。

(3) 総合大学としての特色

本学は、人文科学・社会科学・自然科学系の7学部を有する総合大学であり、その特色を生かした教育を可能にしている。生命健康科学部内の他学科の授業は勿論、他学部・他学科の授業も学生自身の関心と勉学意欲に応じて選択できるように配慮し、総合大学の特色が発揮できるように配慮する。

(4) 作業療法士養成校としての特色

作業療法士養成のための指定校として、理学療法士作業療法士養成学校養成施設指定規則（昭和41年3月30日文科省・厚生省令第3号）に定める必要科目・教育内容を配置し、学生が卒業時に当該国家資格の受験資格を取得できるようにする。

3. 学科の名称及び学位の名称

(1) 学科の名称

作業療法学科 (Department of Occupational Therapy)

本学科は、作業療法士を養成することを目的とする学科であるため、学科名を「作業療法学科」とした。

(2) 学位の名称

学士 (作業療法学) (Bachelor of Occupational Therapy)

本学科は、作業療法士を養成することを目的とする学科であるため、卒業生には「学士 (作業療法学)」の学位を授与することとした。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

学科の教育課程は、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目及び卒業研究をもって構成する。

教養教育科目は、導入科目、基礎教養科目、専門基盤科目及び外国語スキル科目の各科目区分から幅広く選択し、合計21単位以上の単位取得を義務付ける。

専門基礎科目は、生命健康科学部に共通した教育理念・目的に照らし、その多くを学部共通で教育するものである。それによって、生命健康科学部の学生が学科の枠を越え、生命の本質を科学的に正しく理解し、人類の健康の増進と疾病の予防と治療に貢献する人材を育成することができ、医療専門職者として保健衛生学・医学及び医療の基本的理念と知識を豊かな人間性と正しい倫理観とともに保持し、さらに各職種の高い専門性を獲得できると考えている。専門基礎科目は、学部共通専門基礎科目として「導入科目」、「人体の構造と機能Ⅰ」、「疾病と障害の病態及び医療Ⅰ」、「保健医療と社会Ⅰ」を、学科専門基礎科目として「人体の構造と機能Ⅱ」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の

促進」、「リハビリテーション医学」、「医療英語」に区分して、教育課程を体系的に編成した。

専門科目は、作業療法士養成に係る指定規則に定める「専門分野として必要な授業科目」を、臨床実習を含めて全て配置し、国家資格の取得に万全を期している。科目を、基礎作業療法学、作業療法評価学、作業治療学、地域作業療法学、臨床実習及び研究法に区分して、これも体系的に編成している。

なお、前記の指定規則によって求められる必要単位数93単位との関係から、学科専門基礎科目及び専門科目においては、多くの選択科目を配置する余裕がないが、学部共通専門基礎科目には必修9科目に加えて22の選択科目を置き、また教養教育科目については、「健康科学」（1単位必修）以外を全て選択科目として、学生が関心に応じて様々な分野から自由に選択できるよう配慮している。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

教養教育科目を除き、学科の専門基礎科目及び専門科目は、生命科学、保健衛生学、医学一般、リハビリテーション医学、作業療法学を専門分野とする教員で構成する。

作業療法学に関する科目以外の科目は、生命健康科学部各学科の共通性から、他学科の教員も兼担させるが、作業療法学における中核的な科目や必修の理論科目は、当該分野の適切な教員を配置しているので、学科の当該専任教員が担当する。

また、専任教員の年齢構成が特定の年代に偏らないよう、年齢均衡にも配慮し、中堅、熟練の教員をバランス良く配置する。これにより、高い教育研究実績によって広く高度な専門知識を教育することができ、先端的な研究活動を通して学生の知的興味と関心を涵養し、実践力を育成するとともに、世代の共通性に基づいた共感的理解を促進して実践力を育成することが可能となる。

なお、専任教員の職位別年齢構成・学位保有状況は、資料11のとおりであり、本学科の教員に就任させる者のほとんどは学科完成時までに定年年齢を超えることはないが、専任教員のうち1名が学年進行中に定年年齢に達することとなる。このことについては、本学の定年規程は、「特に必要と認めるときは定年を延長することがある」（第4条）と定年の特例を規定しているので、この教員を学科完成時まで在職させることが可能であり、規程上の問題は生じない。本学では、学部・学科等の設置時及びその学年進行中において、定年年齢を超えることとなる専任教員については、この規定を適用して勤務を延長することとしており、本学科の設置に当たっても、この方針を確認している。

6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

- ① 本学科の学生は、卒業時に国家試験を受験し、合格後は作業療法士として専門職に就くことを目標としており、そのために必要な教育内容を履修させる。したがっ

て、作業療法士養成校としての指定基準に沿った教育課程を履修するよう指導する。

- ② 本学科の特色である生体の生命活動の健全な維持と疾病予防の科学、障害を科学的に究明し、そのリハビリテーションを科学できるように教育する。
- ③ 障害者支援の専門家として、障害学を研究し、その病態の解明と治療法を開発できる研究者になるための基礎的な知識や技術を身につけるよう教育する。
- ④ さらに関連領域を理解し、学際的な研究活動を展開できるための基礎的な知識や態度を身に付けさせる。
- ⑤ 障害者に対して暖かい心で接することができるよう、豊かな人間性を涵養し、正しい職業倫理を身に付けるよう教育する。

(2) 履修指導方法

- ① 基礎科目を重視し、教養教育科目を含めて十分教育する。
- ② 楔型教育を徹底し、1年次から専門基礎教育や専門教育の入門科目を学ぶように科目を配置する。
- ③ 解剖学は、その学びの発展に伴って、4年間を通じて深めていくよう配慮する。
- ④ 1年次に生命医科学セミナーA（専門基礎系）・B（作業療法専門系）を必修とし、自ら生命医科学を学ぶ姿勢を確立するよう指導する。
- ⑤ 専門科目は常に実習を関連付け、実体験を通じて学びを深めていくよう指導する。
- ⑥ 臨床実習は3年次から開始し、4年次では前期を総合臨床実習（身障系・精神系）に当てる。総合臨床実習は、多くの市中病院・施設の協力を得て、実際のリハビリテーションの現場で実習を体験させる。
- ⑦ 卒業研究を通じて障害学を研究し、研究領域にまで関心を向けることができるよう教育を展開する。

(3) 卒業要件

卒業要件は、学部に4年以上在学し、専門基礎科目39単位以上、専門科目68単位以上を含めて専門教育科目107単位以上、教養教育科目21単位以上と合わせて、合計128単位以上を取得することとする。

なお、学生の履修科目の登録上限は、1学期（1 Semester）ごとに26単位である。

(4) 履修モデル

養成する人材像に対応した履修モデルを、**資料12**として添付した。

7. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学は愛知県春日井市東部の丘陵地に位置し、43万㎡の校地を有し、この校地に既に7学部・4研究科の施設104,787.03㎡と全学共有施設としての図書館、講堂、体育館、武道館、全天候型のフィールド、野球場その他の運動施設、ならびに食堂、売店、

郵便局、休憩場所、茶室、駐車場等を整えている。

運動場は、既に全天候型のフィールド2面(23,565.1 m²)と約14,452 m²の野球場及び534,26 m²の弓道場を整えている。これらの施設は、教養教育科目の中の健康科学科目の授業や課外活動に十分活用できる広さであり、これまでの使用実績からして、新学科設置後も全学の収容定員増を伴うものでなく、学生が十分活用できる余裕がある。したがって、運動場等については今回改めて整備する必要はない。

(2) 校舎等施設の整備計画

作業療法学科は、学生定員(40人)全てを学内の既設学科から振替えて設置することとしているが、校舎は、本学科並びに同時に設置する理学療法学科および臨床工学科のために、新たに建築した55号館において講義室、実習室、教員研究室等を用意している。なお、この55号館を含み専用又は共用として本学科が使用する校舎等の施設は、本届出書の別項として添付する「校地校舎等の図面」のとおりである。

本学科の授業は、この55号館を中心に実施することとなるが、これを含んで本学は、講義室119室、演習室190室、実験実習室686室を有しており、これらの使用管理は全額的に一括管理を行っているので、学科の教育課程実施に支障を来すことはない。なお、参考資料として、学科の時間割表(資料13)を添付した。

また、機械・器具等についても、授業に支障のないよう十分に配置することとしており、その主なものは資料14のとおりである。

なお、本学が立地する春日井キャンパスの他に、名古屋キャンパス(名古屋市中区千代田)を学校法人が併設する中部大学医療技術専門学校と校地を共用するが、校舎等施設の共用部分はない。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館は昭和56年に新設し、6階建て延べ8,291.30 m²を有し、収容可能冊数は70万冊であり、現有の蔵書数は55万冊余、閲覧席数は900席である。また、今回の作業療法学科の設置によって全学の収容定員が増加するものではなく、したがって、今回の学科設置に際しては特に図書館を整備する必要はないが、図書館施設の更なる充実を図るため、その増築(約4,000 m²)を行うことを計画している。また、図書館には文献検索用のパソコンを館内の各階に整備し、全ての閲覧者が自由に閲覧できるシステムを整え、書籍や文献の検索や借用を効率的に進めており、教育研究を適切に促進できる機能を備えている。

今回設置する学科関係の図書、学術雑誌等については、現在、生命健康科学部が整えている図書(和書6,669冊、洋書1,050冊)、学術雑誌(和雑誌213種、洋雑誌65種、電子ジャーナル1,574種)、視聴覚資料1,019点を活用するほか、学科完成に至る年次ごとに、関連の専門書、学生用参考図書、定期刊行物等を重点的に整備していく計

画であり、その主なものは、資料15のとおりである。

なお、本学では、国立国会図書館や他大学の図書館と図書相互貸借、文献相互利用（複写）のサービス（インターネットによる申込み等）を行っており、その他、愛知県内のN大学及びA大学の図書館と図書館活動のコンソーシアムを結成し、相互利用等について共同活動を行っている。

そのほか、地元春日井市図書館とも相互利用サービスを行っている。

8. 入学者選抜の概要

本学科は、生命の本質と人間の尊厳への理解を深め、21世紀の健康・医療問題を解決するための人材養成を大きな目的とする。とりわけ、本学科では障害者の心身機能を科学的に追求し、障害者の支援のあり方を発展させていく。こうした視点に立って、自ら新しい課題を解決し、その成果を医療関連機関と一般社会に還元することができる自律性の高い専門家となることを目指す学生を積極的に受け入れる。

そのため幅広い人間性を涵養するための教養教育を受け、さらに高度の生命健康科学或いは作業療法学の専門教育を受けるために、国語、英語、数学、理科の十分な基礎学力を備えていることが求められる。

以上の視点に立って、入学者の選抜を行うこととするが、入学者選抜方法については、生命健康科学部のこれまでの方式を踏襲し、AO試験、推薦試験、特別奨学生試験、一般試験（前期・後期）、社会人特別選抜試験、外国人留学生特別選抜試験、大学入試センター試験利用試験等を実施する。

なお、本学科の入学試験の概要は、資料16のとおりである。

9. 資格取得及び実習計画等について

(1) 取得を目的とする資格

本学科は、作業療法士の養成を目的として設置するものであり、卒業時に国家試験を受験させ、作業療法士の免許状を取得させることを目的とする。

(2) 実習の具体的計画

①実習先の確保の状況

本学科の実習施設は、主として急性期のリハビリテーションを学ぶのに好適な市民病院や大学病院等の総合病院、亜急性期から回復期のリハビリテーションを学ぶのに好適な回復期リハビリテーション病棟を持つリハビリテーション病院、維持期のリハビリテーションを学ぶのに好適な老人保健施設など障害の各時期でのリハビリテーションを実際の患者に関わる中で体験的に学べるように確保している。また、精神科作業療法を学ぶためには、国立、県立の単科精神病院のほか公立総合病院の精神科作業療法部門や民間の精神病院、精神科診療所併設のデ

イ・ケア施設などを確保している。さらに、地域作業療法臨床実習のための施設として、小児保健医療センターや療育施設、自立支援法関連施設、介護保険関連施設等を確保している。

また、臨床実習は、1年次秋学期に「作業療法入門実習」、3年次秋学期に「臨床実習Ⅰ」、4年次春学期に「臨床実習Ⅱ」、4年次秋学期に「地域作業療法臨床実習」と、勉学到達の各段階に応じて実際の医療現場で体験学習を深めていくように配慮しており、これら実習ごとに実習施設を確保している。

これら実習施設の確保の状況は、資料17のとおりであり、また、実習施設の承諾書（写）を資料18として添付した。

②実習先との契約内容

実習施設の確保に当たっては、大学から学科設置の趣旨、教育目標、教育課程等を文書により説明し、リハビリテーション現場での教育への理解と実習の承諾を得た上で、施設から実習施設使用の承諾書の交付を受けている。実習施設から当該実習の実施に係る契約書の締結を求められれば、内容を検討の上、これを締結することとしている。

特に、実習施設の多くが医療・福祉系の施設であるので、患者・入所者の個人情報保護が重要である。このことについては、実習前の学内での授業で守秘義務や個人情報の扱いについて徹底した教育を行うが、その内容を実習施設に説明して理解を得る。また、施設側から求めがあれば、誓約書や契約書での文書確認を行うこととしている。

さらに、加害、被害の医療事故に対処するため、学生全員に医系学生のための医療事故損害賠償保険に加入させる。このことを実習施設に説明して、理解を得ている。

③実習水準の確保の方策

実習施設として決定する際に施設の概要の提出を依頼し、次の要件を全て満たした施設を実習施設とすることで、実習の水準を確保する。

- 1) 実習目的に応じた形で、リハビリテーション科、整形外科、脳外科、神経内科、精神科の何れかの診療科を有すること。
- 2) 上記の診療科に、リハビリテーションに関係する医師が勤務していること。
- 3) リハビリテーションを行っている患者を含む十分な入院病棟（20床以上）ないしリハビリテーション医療を受ける十分な外来患者が確保されていること。
- 4) 作業療法士が2名以上おり、そのうちの1名以上は3年以上の経験を有する者であること。

④実習先との連携体制

学外実習については、各学年に実施する実習ごとに、実習を開始する前年度の1月に学科の全教員と各臨床実習施設の指導者との「学外実習指導者会議」(資料

____参照)を行い、実習計画の概要、期待される実習目標、実習指導のあり方、欠席者の扱い、医療事故その他の場合の緊急連絡方法、実習の成績評価とその扱い、実習についての学生による評価などを話し合い、それらを基に実習を実施するなど、緊密な連携体制を採ることとしている。

各学年について各実習施設ごとに、実習期間中少なくとも1回は教員が実習地を巡回し、実習施設の指導者と緊密な連携を取って学生の指導に当たると同時に、学生の問題点や悩みにも現地で指導・対応に当たる。さらに、実習期間中も学科の全教員による「臨床実習会議」を行い、実習学生、実習施設、実習内容、学生評価などに係る諸問題を検討し、改善を要する問題等には迅速に対応できる体制を取ることにする。

⑤事前・事後における指導計画

学外実習計画は、前年の学外実習の成績確定直後の印象が強いうちから、次への反省を踏まえて計画する。指導計画は、学科の全教員による「臨床実習会議」(資料19参照)で作成し、これを「臨床実習の手引き」(学生編、実習指導者編)としてまとめて活用することとしている。

実習開始の約6か月前には、実習施設への実習計画の提示と具体的な依頼を完了する。他の実習校からの依頼が多いなど、調整が必要となる実習施設がある場合には、東海地区の作業療法士養成施設の「実習連絡調整会議」(資料19参照)を経て、その年の実習施設が確定することとなる。実習の約3か月前には「学外実習指導者会議」を開催し、計画をさらに調整して実習を行う。

学外実習が終了し、学生の成績が確定した後、当該実習の総括評価のための「臨床実習会議」を開き、実習目標の設定から計画の概要や実習施設の選定などの評価と見直しを行う。実習施設からの学生評価表には、それまでの学内教育や学内実習に関する意見や評価が述べられることも多いので、それらも教育の改善に役立てることとする。

⑥教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

臨床実習については学科の全教員が関わるが、実際の学生指導は作業療法士の免許を有する教員が分担して担当する。それに、作業療法士の免許を有する助手を配置して、臨床実習の指導に当たらせる。

教員及び助手は、臨床実習の期間中、少なくとも1回は各実習施設を定期的に巡回し、学生及び実習施設の指導者から実習状況や問題点等を聴取し、学生指導や実習施設の相談に対応することとする。

なお、実習指導体制・実習目標等を資料20として添付した。

⑦実習施設における指導者の配置計画

臨床実習施設は、2名以上の作業療法士が勤務し、そのうち1名以上は実務経験が3年以上である施設を選定している。

各実習施設における指導者の配置計画は、資料 2 1のとおりである。

⑧成績評価体制及び単位認定方法

臨床実習の成績評価は、評価項目と配点を学科の臨床実習会議で検討し、学外実習指導者会議に諮って決定する。単位の認定と成績評価は、実習施設の指導者の評価を勘案しつつ、教員及び助手による巡回指導の結果などと総合して、臨床実習会議で決定する。

(3) 教育課程と指定規則との対比表

本学科の教育課程と指定規則との対比表は、資料 2 2のとおりである。

1 1. 管理運営

教学面における管理運営の体制については、生命健康科学部では学部長の下に副学部長を置き、各学科に学科主任及び学科主任補佐を配置して管理運営の責任体制を明確にしており、新設する作業療法学科についても同じ体制を取ることとしている。また、学科に係る教育課程の編成・実施、学生の身分に関する事項や厚生補導に関わる事項等の教学上の諸事項については、学科に所属する教育職員で構成する学科会議で審議した上で、これを学部教授会に諮って審議・決定する体制を取っている。

教授会は、学部の教授をもって組織し、審議事項に応じて准教授その他の教育職員を加えることができることとしている。また、教授会は月 1 回開催することを定例とするが、入学者の選抜など、それ以外にも必要に応じて開催している。

なお、教授会の審議事項などは、別項で添付する生命健康科学部教授会規程及び同教授会運営内規に定めるとおりである。

1 2. 自己点検・評価

本学では、平成 3 年 11 月に学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を設置し、平成 5 年度以降毎年「教育研究に関する実態資料」を取りまとめて学内に公表するとともに、平成 7 年度以降毎年 Semester ごとに「学生による授業評価」を実施するなど、本学の教育研究活動の推進と自己点検・評価に必要な資料を作成・蓄積してきた。この「教育研究に関する実態資料」は、それ自体が自己点検・評価の一部として活用されてきた。また、「学生による授業評価」については、平成 10 年度以降、その結果や学生による座談会記事などを学内広報誌に掲載する等により教育改善に役立ててきたところであり、平成 13 年 10 月には自己点検・評価委員会が「学生による授業評価」の冊子（663 ページ）として刊行し、学内・外に公開した。

自己点検・評価については、平成 11 年 11 月、自己点検・評価委員会の下に複数の「点検・評価委員会」を設置して、大学院・学部の諸活動をはじめとする全学的な点検・評価を実施した。この点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会が全体の取り

まとめを行った上で、平成12年9月に「中部大学自己点検・評価報告書（平成11年度）」として刊行し、学内の各部署及び全教員に配付するとともに、全国の国・公・私立大学をはじめ広く学外に公表した。

また、平成15年2月には、第2回の自己点検・評価を行うことを決定し、実施組織として自己点検・評価委員会の下に専門委員会を置き、大学として当面する教育活動と研究活動を点検し、教育改革の実を挙げる適切な方針を得ることとした。ここでの点検・評価事項は、教員の職務と勤務実態、管理運営活動としての委員会活動への参加実態、研究活動の活性化のための研究予算の実態を調査し、分析し、それを基に評価を系統的に行うこととした。約1年間の活動によって点検・評価活動を完了し、委員会として一定の改革案を提案した。この提案は大学改革の中心課題として大学協議会で審議し、教育職員の職務・勤務・人事の在り方、学内委員会の組織再編成、研究予算の仕組みの見直し等について結論を得て、改革を実施している。

さらに、平成18年度から、認証評価機関（日本高等教育評価機構）の評価を受けるための資料とするべく、自己点検・評価を実施し、「中部大学自己評価報告書（平成19年7月）」及び「自己評価報告書データ編（平成19年7月）」を刊行した。

なお、本学では、平成19年度に、上記評価機関による「認証評価」を受けたところである。

1.3. 情報の提供

本学では、教育研究活動の状況をはじめとして、大学に関する情報について「中部大学ホームページ」の中で、大学院研究科、学部・学科、研究所、研究センター等それぞれの内容、開設授業科目（シラバス）、教員組織と各教員の専門分野・研究テーマ・担当授業科目・研究業績・社会活動等、学生募集要項、オープンキャンパス・進学説明会等の事業、学部・学科等の設置に係る認可申請書・設置届出書の内容、設置計画履行状況報告書、各種資料請求の手続き等を登載して、入学希望者、在学生、卒業生、在学生の父母等、企業・一般及び地域向けに提供している。

また、全教員の専門分野、研究テーマ、担当授業科目、著書・学術論文・研究報告、学会・社会活動等を毎年「研究者一覧」として刊行して広く学内・外に公表してきたが、加えて産学官連携の必要性から、企業・経済団体等社会の求めに応じて平成16年度から、冊子「中部大学研究者紹介」を刊行して、地域の企業・団体等に配付している。

その他、学部・研究科、研究所等ごとに研究紀要・研究論集を刊行して公表するなど、部局ごとの情報提供も積極的に行っている。

1.4. 教員の資質の維持向上の方策

(1) 新任教員に対するFD活動：毎年4月の採用辞令交付後、4～5時間のスケジュール

ルで、新任教員を対象として実施している。その主な内容は、①学長から、本学の歴史と建学の精神を踏まえた教育研究理念、使命並びに目的の解説とその実践のための心構え、当該年度の主要な活動計画の説明並びに本学学生の特質、状況等の具体的な分析に基づく教育指導の確立等についての要請、②副学長から、教務、学習指導に関する諸規定等の解説、③FD委員会委員による教育総合評価・表彰制度の説明、④事務局長等による教員の服務規程を中心とした職務専念義務の徹底等である。この研修の成果は、本学に対する帰属意識の高揚と基本的な職務の規律ある実践を促すことに表れている。

- (2) 教員に対するFD活動：本学は、平成5年度から学長直属の組織として「総合企画室」(現「大学教育研究センター」)を設置し、教員の教育資質向上のための講演会、研究会、研修会などを開催してきたが、さらに平成14年度に学長を委員長とするFD推進委員会(現在は「FD委員会」)を設置して、教員のFDのための方針の作成とその実践を着実に進めてきた。具体的なFD活動の推進母体には、大学教育研究センターを当て、大学教育の改善・改革の方向とも整合性を保ちつつ進めてきている。

本学の主なFD活動は、①教育内容と方法の改善・向上のための研究・研修活動と、②教育実践に関する教員相互間での経験交流による自己研鑽活動にまとめられる。①については、高等教育の専門家を本学の特任教授として任用し、専門的な立場からの指導・助言を講演会或いは個別指導によって進めている。また、毎年1～2回はFD活動で顕著な実践を有する学外の専門家を招聘して、講演会を開催している。例えば、高等学校長による高校と高校生の現状報告なども主なテーマに採り上げるなどである。②については、本学の教員の教育内容・方法の改善実績を報告し合い、その経験・教訓を共有することになっている。特に(4)で述べる教育総合評価・表彰制度による被表彰者には、この報告を義務付けている。さらに、教員間でのFD活動は学科レベルでも行っている。1日又は1泊2日の日程で、学科の教育研究や管理運営を含めた教員の職務の効果的な実践について多面的な切り口から検討し、意思の疎通を図っている。

- (3) 学生の授業評価によるFD活動：本学は、平成7年度から全学生による授業評価活動を年2回実施してきた。この授業評価活動は、現在はFD委員会が企画し、その主要な実施組織を大学教育研究センターが担当している。授業評価は、項目ごとに5段階のポイント制で行うが、その結果は、教員個人単位、学科単位、学部単位で集計し、個人単位の結果は担当教員にのみ提示するとともに、授業科目ごとの評価結果は大学教育研究センターのHP上に掲載し、学内のIDカードを有する全教職員及び学生が閲覧できるようにしている。また、この学生による授業評価の結果は、教員の教育総合評価・表彰制度のための1項目として活用している。一方、評価が芳しくない教員に対しては、学部長又は学科主任から改善を具体的に要望するとともに、FD講

演会等の大学企画への積極的な参加を求めている。

- (4) 教育活動改善に係る教員表彰制度の導入によるFD：本学は、平成14年度から「ポイント制による教育総合評価・表彰制度」を全学的に実施している。このシステムは、各教員の教育活動について、学生による授業評価の結果、教育教材の開発、FD活動等の教育活動、カリキュラム改善等の教育計画・設計活動などの委員会活動さらには自己評価も加えてポイント化し、総合的に評価するものである。この結果は、1つには各教員の教育活動を自律的に工夫・改善することを啓蒙し奨励するための教員表彰に活用している。教員表彰は、毎年約30人（教員の10%弱）を学長が表彰し、被表彰者には、その教育実践の内容を学内の講演会等で公表することを義務付けている。

本学は、年次計画に基づき教育分野を整備・拡大し、平成21年度には人文科学、社会科学、理工・生命科学の教育領域を擁する7学部24学科体制となった。そこで、学部・学科がそれぞれの教育分野の特質・特徴を最大限発揮できるよう、学部・学科ごとの評価項目をさらに検討し、学部の特化した項目を設けてポイント化することを実施することとした。このことにより、より个性的で多様化し、向上した教育活動が期待される。